

# 取引残高報告書規程

## 第1条（目的）

この規定は、保護預り約款第10条第1項第4号により、預り証の発行および交付を省略し、取引残高報告書を交付する方式の取扱いを定め、もってお客様と当社の受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

## 第2条（適用範囲）

この規定は保護預り口座における株式、外国証券、公社債および投資信託受益証券（以下「有価証券」といいます）の受渡精算に適用します。

## 第3条（申込み方法）

この規定を承認し、当方式の取扱いを希望されるお客様が、当社所定の申込書に所要事項を記載のうえ申し込みをされ、かつ当社が承認した場合に当方式を採用できるものとします。

## 第4条（照合事項）

本契約口座の届出事項については、「保護預り口座開設申込書」に記載された住所、氏名等若しくはそれに代えて当社の電子情報処理組織に入力し届出た住所、氏名等と照合します。

## 第5条（取引明細の報告と回答書の取扱い）

当社は、お客様とのお取引が生じた場合または信用取引、発行日決済取引、先物取引、オプション取引および選択権付債権売買取引（以下「信用取引等」といいます）の建玉がある場合（お取引または建玉がなければ毎年所定の時期）に、保護預り有価証券等および金銭の残高（信用取引等の建玉を含む）ならびに取引明細を記載した取引残高報告書を当該月末現在で作成し、送付します。

- (1) お客様は、当社から残高および取引明細を記載した取引残高報告書の送付を受けた場合は、すみやかにその内容をご確認ください。その際、回答書を同封させていただいた場合は、当社に必ず当該回答書をご返送ください。
- (2) 取引残高報告書の記載内容にご不信のある点があるときは、すみやかにカスタマーサービスグループに直接ご連絡ください。なお、当社が取引残高報告書を送付させていただきました後、15日以内にご連絡がない場合、当社はその記載事項すべてについて承認いただいたものとして取扱わせていただきます。

## 第6条（受領書の交付の省略）

当社は、お客様から金銭を受け入れた場合、ならびにお手持ちの有価証券の寄託を受け

た場合でも、受領書の交付を省略しますが、当社お客様専用取引画面上に反映します。

#### **第7条（金銭または有価証券の引き出し）**

お客様が金銭または有価証券を引出される場合は、当社所定の返還請求書に所定事項を記載のうえ、届出印を押捺し提出してください。

2. 前項にかかわらず口座開設時に印鑑を届け出たお客様が、次に該当する場合は、お客様からの返還請求書の提出は要しないものとします。

- (1) 当社がお客様の指示に従い、あらかじめお客様の指定した金融機関の預金口座に、有価証券の売却代金等を送金する場合
- (2) 有価証券を売却する場合
- (3) 有価証券の償還金（抽せん償還を含みます）を当社が代理受領する場合

#### **第8条（免責）**

当社は、当社所定の返還請求書に押捺された印影と、お届けの印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金銭または有価証券を返還したことによる損害については、当社はその責任を負いません。

#### **第9条（規定の変更）**

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは改正されることがあります。

#### **第10条（解約）**

当方式の解約は、お客様と当社のいずれか一方の申し出により行うことができます。

#### **第11条（保護預り約款等の運用）**

この規定に定めない事項については「保護預り約款」および「外国証券取引口座約款」により取扱います。

以 上

（平成 14 年 5 月）

（平成 23 年 1 月）